武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会(第4回)

1 開会

【座長】 定刻となりましたので、武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会、第4回を 開催いたします。本日事務局側に同席している職員について紹介願います。

【企画調整課長】 本日、議事の3番目で情報公開について議論いただくため、市民活動担当 部長及び担当者が同席しております。よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 前回の振り返りについて

【座長】 前回(第3回)は市民アンケートについて議論し、それから自治基本条例の必要性について議論をしましたが、振り返りの資料が用意されていますので、事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

(資料1について事務局より説明)

【座長】 前回の自治基本条例の必要性について、補足しておきたいご意見がありましたら、 ここで述べていただきたいと思います。

【副座長】 資料1ページの「自治基本条例の必要性について」の3番目の項「行政を縛る目的だけでなく、市民自治を促すような内容にすることが必要である」、これはもちろんですが、私はむしろ「議会・行政を縛る目的はもちろん、市民自治を促すような」という表現に変えていただけるといい。この情報が出回ると、ちょっと誤解される、あるいは、これを基本に議論されると少し違うので、そこのところの修正をお願いしたいと思います。

【座長】 私も1点だけ補足させてください。前回だったか、F委員からだと思いますが、よその自治基本条例を見ていても、憲法に書いてある条文にほとんど同じであるとか、地方自治法のどこかの条文をとってきたのではないかと思うような、あまりにも当たり前のことしか書いていないような気がする、それでは意味がないのではないかという総括的なご意見がありました。私は全く同感です。そういう自治基本条例をつくってもあまり意味はないので、武蔵野がつくるとしたら、武蔵野がやってきたよき伝統というのは、このとおり継承させていくのは当然ですが、それを一歩でも二歩でも進めていくような、市民参加であれ、情報公開であれ、個人情報保護の問題であれ、何であれそうですけれども、少しずつでも時代に合わせて向上させていくのだという趣旨の自治基本条例に全体をしていくことが非常に重要で、最後は条文の書き方の問題になりますが、そういうものでないと、あまり意味がないのではないかというのは全く同じ意見なので、私もつけ加えさせていただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。これから個別の問題について議論していきますから、気づい

たことをそのとき補足していただけばいいかと思います。

(2) アンケートの案について

【座長】 では、今回は市民アンケートの中身について、アンケート案を事務局が作成し、公開していただくというお約束になっていましたから、資料2-1と2-2をご説明いただきたいと思います。

(資料2-1、2-2について事務局より説明)

【企画調整課長】 この中に、1点、性別が入っていません。当初案には入れておりましたが、議会から今、性別についてはいろいろと議論されているところがあり、例えば「男性」「女性」に、もう1つの選択肢を加えるなど、そういったご意見もいただきました。それを受けて今回、この自治基本条例の中身を聞く上では、性別ではそんなに大きな違いがないだろうという判断で、今のところの案としては除外し、入れていない状況ですので、そこを踏まえて委員の皆様のほうで、必要であればどういった表記がいいのか、ご議論いただけたらと思います。

本日の懇談会でいただいた意見を反映し、内容を固め、3月の上旬には無作為抽出の準備をいたしまして、発送をしたいと考えております。市報での公募分につきましては市報3月15日号に掲載する予定で、準備を進めております。市報、ホームページをはじめフェイスブックやツイッターなどSNS等でも周知したいと思います。その他の呼びかけ等も随時行っていきたいと思いますが、そのような形を予定しております。

アンケート用紙につきましては、ホームページにもありますが、その他、紙の配布につきましては、本庁舎、市政センター、コミュニティセンター、図書館、このあたりで配布できるという形で、あわせて周知する予定です。

現在の予定では、締め切りを3月末とさせていただき、そこから集計作業に入りまして、4 月の懇談会でできれば速報を出し、結果報告は5月の懇談会で改めてさせていただきたいと考 えております。

【座長】 前回、議会関係のことは議会ともよく打ち合わせて、相談するようお願いしましたが、問9あるいは問10等々については議会とも話し合いの上だということですから、基本的な了解は得られているのかと思いますが、以上の説明についてご意見はありますでしょうか。1点、性別については問わない案にしているとのことですが、ご意見はございますか。

【A委員】 事前に拝見し、やはり性別がないのかなと思いましたが、その理由の1つが問4です。「市政に対して意見を出したり、行政活動に参加したりしたことはありますか」ということで、どちらかというと子育ての問題などは女性のほうが意見を出す機会は多く男性、女性で差が出るのかなと思いまして、性別はないのかなと疑問を感じたところです。

【座長】 今、性別問題というのはなかなかデリケートな問題になってきていることはご存じ

のとおりだと思います。あえてそれを聞かなくてもいいのではないかと判断した事務局の考え をもう一度、先ほど言っておられたと思うのですが、ご説明ください。

【企画調整課長】 後ほどまたご説明しますが、市民意識調査を平成 26 年度にやっておりまして、その中でも、市の情報の入手の状況等で性別による差が出ていなかったというところもあり、今回はそのような案を出しております。

市に男女共同参画の担当がおり、傾向について確認しました。行政書式については、必要なければ性別欄はなくしていく方向で方針を出していますが、アンケートについては今のところ全体としての方向性はないというところです。

他の自治体の例で言うと、「男性」「女性」以外に「その他」という選択肢を設けたり、自由 に記載できる括弧をつけたりとか、そういった事例はありますので、今後全庁的な方針も考え ていかなければいけないかもしれないのですけれども、今のところ方針としては出ていないと 説明を受けております。

【座長】 どうしても必要じゃないかというご意見はありますか。

【B委員】 議会での議論の結果として事務局案ができたということなので、議会での性別欄についてのご議論を紹介いただければ、我々もよく理解できるかと思いますが。

【C委員】 議会の中では、特に必要ないということではなかったです。昨今の社会情勢だとかそういった問題があり、最初、男性、女性ということだったのですが、必ずしもそうでないという方もいらっしゃるのも現実としてあるので、やるのであれば、丁寧な形で3つ目の選択肢を設けたらどうか、そういったご提案だけでしたので、入れるべきではない、そういった議論にはなっていませんでした。

【座長】 この点についてはいかがですか。政治意識調査などだと、よく性別まで聞きますが、そんなに大きな差はないですよね。政治参加とか投票をどう考えているかということだと、男女に常に若干の差がありますけどね。女性のほうが大体関心が高いです。でも、そんなに大きな差ではないので、私は要らないかなという気もします。むしろ、子育て中であるかとか、今の人生におけるライフステージの段階によって、この参加とかというものに対して非常に違ってくることは事実ですけれども、それは年齢のほうの問題なので、なくてもいいかと思います。よろしいですか。では、そのほかの点について。

【副座長】 あまりこだわりませんが、本アンケートは、無作為で抽出した方以外に意見を表明したいと考える方どなたでも回答と、無作為抽出と、同時並行でやるとなると、一定の反対とか賛成だとかの大きなうねりとなった反対運動、賛成運動に対してのきちんとした評価が出ないのではないか、こういう論点も中にはあるかと思います。無作為抽出した方とそれ以外と時期をずらすとかいうやり方をすることによって、むしろ無作為の人たちの客観性を担保する

という装置もあるのかなという考え方がありますが、事務局の考え方はいかがですか。

【企画調整課長】 無作為で回答した方と公募で任意に回答した方は、区別がつくように集約 して集計したいと思いますので、そのような形で可能かと思います。

【D委員】 それに関連して、非常に形式的なことですが、問2で、在住、在勤、在学という形で書かれていますので、在住でなければ、少なくとも無作為抽出された方ではないという一定の区別はつくかなと思いますが、区別の方法としては、無作為抽出の方は郵送で、それ以外の方はそうじゃない方法でわかるということもありますか。資料2-2の丸囲いに「3月31(金)までにポストにご投函ください」とありますので、これが全体のものになってしまうのでしょうか。

【企画調整課長】 無作為抽出の方は、返信用封筒を添付しますので、それで送り返していただく形になります。公募で任意の方は、市役所の窓口に出していただいたり、ご自分で郵送していただいたり、ホームページからご意見をいただくという形になっております。

【D委員】 この文書内容は、抽出型の方に限定されたものだということですか。

【企画調整課長】 そうです。

【E委員】 問9の「市議会や議員の活動は、あなたにとってどれくらい重要ですか」という 設問は、議会関係でもご議論いただいて決まった設問かもしれないのですが、自分がもし、市 議会、議員の活動は「どれくらい重要ですか」と聞かれたら、意外と答えにくいのかなと感じ たものですから、議会で何かご議論があれば、教えてください。

【F委員】 この件は、最初は市議会の活動と議員の活動で設問が分かれていました。でも、これは一緒にしてもいいだろうということで、設問自体、全体のボリュームが少ないものですから、重要と満足ということで一旦はお持ち帰りいただいたのですけれども、実は私も改めてこれを見て同じような思いを持ちました。重要と満足というのは、非常にリンクをしている話でもありますね。重要と思っていれば満足しているかもしれませんし、あまり重要じゃないと思っていればあまり満足していないのかもしれない。そういうこともありまして、ここの部分は、私自身は「関心」にしたらどうかと、実は今日意見を言おうかなと用意をしてまいりました。まず、議会とか市議会に対して関心があるかどうか。これをお伺いして、関心のある方が満足しているか、満足していないのかというところに結びつけていったらいかがだろうと私は思いました。

議会での議論自体は、少し簡単過ぎるのではないかと、設問に意見がありましたが、これは 前回もお話しさせていただきました、市民参加を積極的にやられている市民もいらっしゃいま すが、逆に、一回もコミセンに行ったことがないような、市政に全く関心のない方にも無作為 抽出で送られることを考えると、ある程度簡単な文章で送ったほうがいいだろうということで、 議員の中では一応納得いただいたのです。

問9と問10は、せっかく2問もとっていただいていますが、確かに「重要」というのはど うかと思いましたので、私も意見として言わせていただきたいと思います。

【C委員】 今のF委員がおっしゃったところで、たたきで伺っていたものと照らし合わせていないのですが、市議会とはそもそも何だというところがあまり伝わっていない部分もある。「おたずねします」の下のところに、市議会の役割みたいなものが簡単に4行で説明されています。この部分のこういったことをやっているんだという上で、重要か重要でないか、また、関心があるかないか、そういう問いかけになると思います。説明のところは前回、若干意見が出まして、では市議会の今やっていることは何だ、そういったものがある程度伝わりやすいようにした上で、市民の方がどういうことを考えていらっしゃるかといった答えを引き出すことがいいのではないかといった意見も出ていたのは事実ですので、それはもう少し工夫する面もあるのかなと考えています。

【E委員】 今のご説明を伺いまして、私も、そうだなと思いますが、関心がありますかと聞く、あるいは議会や議員の活動について知っているか、よく伝わっているかとか、そういう形で聞いたほうがいいのでは。「重要ですか」という聞き方は、少し難しいかと思いました。「関心がありますか」というほうが、わかりやすいような気がします。

【座長】 重要か否かではなくて、どの程度の関心をお持ちですかということですね。どちらがいいでしょう。

【D委員】 個人的には、「関心」とか「どのくらいご存じですか」との文言で結構だと思います。

話は変わりますが、問14です。1から11まで「市政運営のルールづくりのためには」の、ある程度重要と思われる項目が挙げられておりますが、前回懇談会での傍聴者アンケートで、国からの独立という観点が挙げられています。これはまさに地方自治の本旨で、「住民自治」とともにもう1つの大きな柱である「地方分権」ということでもありますので、3は「近隣自治体や国、東京都、友好都市などとの協力」となっていますけれども、国との関係とも含めて、国からの自立、自治といった観点も、4との間に入れていただくといいのかと思いました。

もう1点、先ほど資料2-1の邑上市長名義のアンケート調査の副題を「より良いまちにするためのルールづくり」という表現にしたのは、「自治基本条例」という言葉を使わないとご説明頂いたと思うのですが。私の理解不足かもしれませんが、資料2-2のアンケート案では「自治基本条例に関するアンケート調査(案)」と題目が付されています。これでよろしいのですね。

【企画調整課長】 自治基本条例というなじみのない言葉が冒頭に出てしまうと、見た人がは

じめに疑問に思ってしまうといけないと思い、そこはソフトに捉えていただけたらということで、このような表現にしました。

【座長】 さて、今、重要な問題提起がありました。問 14 に「国からの独立」というのは少し穏当ではないと思います。自立ですね。独立運動と間違えられるといけないから。そういう趣旨の項目を入れる必要があるのではないかという問題提起がありましたが、どうでしょう。

【B委員】 市民がルールづくりにとって何が大切だと思いますかという質問ですので、明確な選択肢が多いほうがいいと思います。その趣旨で、選択肢がふえることはいいと思います。

【座長】 どう表現するか、なかなか知恵が要ると思いますが、考えてみてください。

【G委員】 鑑文で少し思ったことがあります。最初に自治基本条例という言葉を入れないで、わかりやすくしたことはすごくいいと思いましたが、それ以下の文章がとても難しい。難しい理由の1つは、難しい言葉が入っている。例えば、「市制70周年」というのは、市になってから・・・という意味だとは思います。「市民自治」も、専門家や市の関係者では当たり前のように使われる言葉でもありますが、一般の人には難しいと思います。鑑文全体をよく読めば、市民がかかわる武蔵野市の自治のあり方ということで、市民主体の自治体運営を目指してきましたという部分につながり、意味が想像できなくはないんですが、一回読んだ程度ではわかりにくい印象です。なるべく多くの方にアンケートを答えていただくためにはもう少しわかりやすくしていただけたらと思いました。用語と文章と、両方の修正になってしまい恐縮ですが、ちょっと取っつきにくいかなという感じです。アンケート調査へのご協力で、「より良いまちにするための」とやってくださったような方針で少し考えていただければと思いました。

【座長】 なかなか難しいご注文が出てきました。極力易しくしてください。

【副座長】 また問9に戻るのですけれども、ここでは「市議会や議員の活動」とあります。 市議会の活動と議員の活動とは違います。これを自治基本条例の中で明確に区別してもらわないと、議員の独自の活動領域も、自治基本条例か何かで縛られる可能性があります。議会の活動というのは一定のルールがあってしかるべきですが、議員の活動は議員個人の責任ですから、そこを保証するような活動の仕方をしないと、基本条例にならない。私はさんざん言っている。ほかの自治体はみんな間違えています。議会の活動と議員の活動を混同しています。あるいは、逆に読めるかなという書き方をしています。したがって、ここのところは今回の自治基本条例でもはっきり区別してもらうためにも、ぜひここを再考願いたい。私の強い要望です。市議会の活動・議員の活動を分け、問10の満足・不満足も同じように分けてください。

【D委員】 問9の上の「市議会は、住民の代表として」という形の4行書きがありますが、 ここに、市議会というものはこういった機関である、議員というものはこうだという形で定義 をしていいかどうかという問題もあるかと思います。この4行も、今のお話だとまだ不足しているのではないかという気がいたします。

【F委員】 実は最初は、市議会の役割と議員の役割と分かれていたのです。ただ、一般の、 市政にあまりかかわりのない人が市議会の活動と議員の活動に分けてわかるかなという話にな りました。確かに基本原則はそうですが、自治基本条例の骨子をつくるアンケートの中では、 一緒に考えてもいいのではないかという議論がありました。もし副座長のおっしゃることを重 要視するのでしたら、アンケートの設問の前文が「市議会は」となっているので、「議員は」 は抜かしてもいいかと思います。あくまでも今回つくろうとしているのは市議会と市長の関係 ですから、今、議会基本条例の中でも市議会と議員を分けて議論をしておりますけれども、今 回の自治基本条例の骨子案に関しては「市議会は」としてもいいのかなと思いました。

【座長】 私はその解決策がいいと思う。副座長の、混同しないようにしたほうがいいのはもっともですが、4問にするのはどうかと思いますので、問9も問10も「市議会について」に限定したらどうですか。議員個々の活動の話は別にして、全く出てこないようにする。市議会にどのくらいの関心を持っているかということと、どのくらいその活動に満足を感じているかということに限定しましょう。

【F委員】 少し細かいというか大事なことだと思いますが、問 11 です。市民の役割というのは、今回、市民自治ということを考えると、市民は自治の主人公でありますから、すごく大事な設問だと思います。その割には、私はこれも自分で答えるときに非常に答えづらいなと思いました。1 「まちづくりに積極的に参加すること」と3 「地域のコミュニティに参加すること」は非常に似通っている話でもありますし、2 「地域の課題に自ら取り組むこと」も非常に似通っている設問かな。5 「自らの発言と行動に責任を持つこと」は少し違うかと思いますが、もう少しわかりやすい設問にしたほうがいいのではないかと思いました。

一例ですが、第3回懇談会の資料3-1では相当詳しく、細かく項目分けされておりまして、この中から市民の役割みたいなものが抜け出せるのです。例えば、3章の「市民参加と協働の推進」みたいなところや、8章の「公正と信頼の確保」みたいなところが抜け出せるので、例えば設問に「市民が市政に参加すること」という項目をつくったり、2章には「情報の公開と共有」というのがありますが「市政の情報を共有すること」という設問を入れてみたり、もう1つ、市長や議会を監視することは「公正と信頼の確保」につながってくると思います。せっかく資料3をいただきましたので、ここで挙げられている市民に関することを設問の中に入れていただいて、設問の差別化を図っていくのはいかがかなと思いました。少しご協議をいただければと思います。

【企画調整課長】 ここだけではなく、今回、一定の議論をしていただき、最終的に3月上旬にはお配りするスケジュールの中で、先ほどいただいた意見を後ほどもう一回整理させていただけたらと思います。今のところは、例えばF委員がおっしゃったような、市政に参加するこ

とですとか、市長や議会を監視することを加えるといった形に、今日ある程度の方向性が出れば、させていただきたいと思います。また改めて事務局案をお出しするとなると時間的にも厳しいので、できれば具体的なところまでご議論いただきたいと思います。

【座長】 特に、今の「市政を監視し」というところは、この項目の中には全くありません。 抜けているものを少し補っていく感覚でつくってみたらどうですか。

【企画調整課長】 先ほどの、まちづくりの参加と地域コミュニティは似ていますので、ここは1つにさせていただいて、監視することは1つ加えます。市政全般に参加するというのは、1番と3番と一緒ですね。そのほか、市民として必要なことの中に、市民同士での情報共有という形になりますね。

【副座長】 例えば、防災情報だとか、そういうものを共有する。

【F委員】 私は「情報の公開の共有」(第3回資料3-1)という欄から引用したので、そういう市民同士の情報共有もあるし、市政もしくは議会との情報共有もあわせて、2章の「情報の公開と共有」という欄の1番には「市民の知る権利」というのが入っております。ただ、「知る権利」と書くとどうか、という話だったので、アンケートにするならば、「市政の情報を共有すること」程度の設問の仕方にしておいたらどうかと思い、先ほど意見しました。

【B委員】 先ほどの、行政をチェックすることというのは賛成ですが、あくまで市民の役割についての問いなので、情報を共有することというのは手段であって、市民の役割として情報を共有するということではない。選択肢としてこの内容と違ってくると思いますので、それは入れなくていいのではないかと考えます。

【D委員】 それに関連して、問 11 の選択肢 5 の「自らの発言と行動に責任を持つこと」ですが、市民の役割という形で、市民が何らかの義務というか責任を持つことがそもそも基本条例にそぐうものなのかというところは大きなテーマになろうかと思います。

個人的には、あくまで市民は行政なり議会なりをチェックするという役割でいいと思います。 それに対して、例えば、次の情報公開のところでも、責任主体として市民が挙げられていることに少し違和感を覚えました。そこは自治レベルだから「市民の責務」との視点が適しているとの議論があろうと思いますので、そこを話し合っていければと考えています。

【A委員】 問 11 について、私は、まず市政に関心を持つことが重要かと思っています。積極的にまちづくりに参加するとかというのは、正直、前に行き過ぎていて、そこにまで至っていないのが現状だと思うので、関心を持つことというレベルでいいのではと思ったのが1点です。

また、問3の「何年間、武蔵野市に住んでいますか」ということで、これはこれでいいかと

思いましたが、単純に問1と連動すると思うのです。10代だったら1、2、3しか選べないでしょうし、「何年間」という聞き方より、いつから武蔵野市に住んでいるか。例えば、教育を武蔵野市で受けてきているのか、仕事で武蔵野市に初めて来たのか。先ほどのライフステージではないですけれども、どのタイミングで来たかによっても、かかわり方は変わるのかなと思います。そのため、例えばいつから住んでいるかということで、幼少期とか学童期とか青年期とか、「いつ」というところで選択してもらうのも1つ考えられるのかなと思いました。

それから、問5ですが、「あなたは、機会があれば、市政に対して意見を出したり、行政活動に参加したりしたいと思いますか」ということで、これも正直、答えにくい印象を持ちました。そもそも回答してくださる方は参加したい方が多いのかなとも思うので、偏りも出るような気はします。ここは「意見を出すために、必要なことは何だと思いますか」という設問に変えて、その中に「情報公開の充実」ですとか、「意見や提言を伝える手段の充実」ですとか、「地域に関心を持つこと」、「議会・議員活動の充実」ですとか、そういう選択肢にしてはどうかと思いました。

【座長】 非常におもしろい発想だと思いますが、いかがでしょうか。

【企画調整課長】 問5に関しては、あくまで「あなた自身のことについて、おたずねします」という属性についての設問なので、意見を出すために必要なものは何だと思いますかという今のご意見だと、後段の、全体の質問のほうにかかわってくるのかなという気がいたします。問5で意見を出すのに必要なものはと聞いてしまうと、既に属性ではなくなってしまうのかなというところがありました。

どのタイミングでというところで、幼少期、学齢期という選択肢は、やり方としては1つあるかとは思います。

【D委員】 現在、在住でない方でも、以前住んでいて武蔵野市政に関心があるということなどが分かると確かに参考になるかと、今のお話を聞いたときは思ったのですが、これはかなり 設問の仕方も複雑になりますし、どう作成すればいいか難しいですね。

【企画調整課長】 複雑になればなるほど答えにくい部分も出てくるかというところで、より シンプルにというのは、当初から作成する上で気をつけていたところではあります。

【座長】 ご意見はそんなところでしょうか。いろいろご意見が出たのを踏まえて、事務局はいかがでしょうか。

【企画調整課長】 整理をさせていただきます。

まず、問9で「現在、市議会や議員の活動は」について、「議員」は除いて、「市議会の」として、「重要ですか」につきましては「関心がありますか」という方向でよろしいでしょうか。 次に、問14「国からの独立」ですが、地方分権というキーワードで設問の選択肢に盛り込 む形でいきたいと思います。

鑑文の難しい表現といったところですが、「市民自治」も使うのは難しいでしょうか。

【G委員】 その説明が辞書のようなものでなくても、読めば意味がわかるような感じで書かれているといいと思います。すでにある程度書いてあるとは思います。先ほど読みかけましたが、市政に責任を持ってかかわるとかそういうことですよね。それがぴんとくる方とこない方がいると思いますので。

【企画調整課長】 それを踏まえて事務局のほうで整理することでよろしいでしょうか。工夫させていただきます。

問 11 で、先ほど出た、追加するものとして「監視すること」というチェック機能の項目と、「市政に積極的に関心を持つこと」というご意見もA委員からいただきました。こちらも1つの別の視点として入れさせていただいてよろしいですか。

【座長】 はい。

【企画調整課長】 情報共有が、関心というところになるのかなと。そういう形にしたいと思います。今、1番と3番が紛らわしいので、ここは1つにまとめるような形で整理させていただけたらと思います。

それから、D委員からありました「責任を持つこと」ということです。こちらについては、自治基本条例全体の結構大きなテーマにもなるかという感じがします。まず、市民は主権者ですので、基本的には行政を縛るものという位置づけでの自治基本条例というスタンス。あとは今、市民のニーズも多様化してきているので、市だけではなく市民も一緒にやっていきましょうという協働や市民参加を前面にうたった自治基本条例が結構多くあります。その基本的なスタンスはどちらに立つかといった、これも結構根本的な話になるかという気はしております。これは別途議論が必要かと思いますが、選択肢としては「責任を持つこと」という形でいかがですか。

【D委員】 あってもいいとは思います。

【企画調整課長】 では、ここは残させていただきます。

それから、どのタイミングで武蔵野市に来たのかというところ、問3と問5については、複雑化してしまうといったところがあります。

【A委員】 私自身がこちらに転居してきて、期間は短いですが関心は持っているので、そういう人もいるのではという意味で、意見を出しました。

【企画調整課長】 そうしましたら、いただいたご意見は以上かと思います。最終的に事務局

のほうで整理し、出させていただく形にいたします。

【座長】 あとは事務局に一任しましょう。

【副座長】 問5の「機会があれば」という表現は必要ですか。「機会があれば、市政に対して意見を出したり、行政活動に参加したり」の「機会があれば」という表現が必要あるかないか。これは削って、「意見を出したり」「参加したりしたいと思いますか」という問いで十分な気がします。「機会があれば」はオブラートに包んじゃう可能性がある。

【総合政策部長】 なるべく答えやすいようにするための誘導に「機会があれば」というのを 入れさせていただいていると考えています。

【副座長】 市民自治が前提ということでやっているのだから、「機会があれば」というのだと、逆に市民をなめているのかとならないか。

【総合政策部長】 そういうことであれば、取ることに差し支えございませんので、こちらは削除いたします。

【座長】 あとは事務局に任せましょう。なかなか難しい課題が出ましたけど、よろしくお願いたします。

(3)情報公開について

【座長】 その次は、いよいよ本日の本題です。情報公開というテーマについて、まず資料の ご説明をお願いいたします。

(資料3から資料8について事務局より説明)

【座長】 非常に詳しく説明いただき、多数の資料を出していただきました。どういう点からでもいいですから、ご質問、ご意見をどうぞ。後ほど資料3の論点ごとに、確認的に1つ1つ聞いていくことになると思いますが、全般的なことからご発言があるでしょうか。

【副座長】 バリアフリー基本構想の中間評価概要版(資料8)が出ていますが、中間評価を 出している根拠は何ですか。何に基づいてこれをつくって出しているのですか。条例で評価を 公表しなくてはいけないとかいう根拠があるかないかということです。あるいは、評価をする 際の告示だとか公示の法的拘束性を持たせているのかどうか。

【企画調整課長】 事務局でそこまでの裏づけはとっていません。申し訳ありません。

【副座長】 それはいいのですが、なぜ聞きたいかというと、実は自治基本条例の中で評価を 入れることによって、法的根拠ができると位置づけたいと私は思っているのです。評価という のは、どこも行政がやっているだけ、何の根拠もないまま、法的条例上の位置づけがないまま 「評価」をしているのですが、自治基本条例をつくり、評価の項目を入れることによって、法 的拘束性が出てくるでしょう、こういう論点もあるということを言いたかったのです。

【C委員】 今、全体的な話ということでしたので、本当に全般的な話になると思います。この中で「責務の主体(行政、議会、市民等)」とありますが、議会をどうするかと、行政単体なのか。どこまで含めるかというのは非常に大事な点かと思っています。

今、議会基本条例を進める中でも、例えば会議の公開は、原則的には公開すべきだろうという方向性は一致していると思っていますが、その中で、例えば1つ1つの会議を全部公開できるのかということも議論の的になっています。特に、会議によっては非常にプライベートな問題を扱う場合もある。市の中での不祥事、それも個人情報が含まれるようなものを扱うときもある。そういった会議まで全て含まれるのかというと、それは非常に難しいだろう。そういったところも含めて、まず、議会も含めた市全体として、どういう方針で行くのか。その上で、議会はこちらのほうで考えなければいけない課題も多く含まれているのですけれども、そうした部分のすみ分けも含めて調整をきちんと立て分けるべきことも必要なのかなと、考えているところです。

そういった意味では、この後、例えば情報公開の部分についても、正式な会議であれば議事録等を作成して当然公開しますが、非公開でやった議事録、要旨、まとめなど、さまざまですが、そういった部分まで公開するのかどうか。そこも非常に大きな論点になっていると感じておりますので、この辺は自治基本条例の中でもきちんと整理しながら進めていただきたいと思っています。

【B委員】 今は、内容からの情報公開の限界性といいますか、会議の公開の限界性のお話だと思います。誤解のないようにはしたいと思っておりますが、行政の実務側とすると、会議を公開するということは、事前にその会議を公開するという周知をしなければいけません。周知をする場合には、先ほどの情報公開の中では市報が最も根本的な周知ですので、市報に、いつ、どこで、どういう会議をしますということを掲載しなければなりません。そのためには、市報はあくまで印刷物なので、その準備期間として1カ月近く前には決定していないと、記事として掲載できないということで、我々はいつも悩むところですが、公開を前提とすると1カ月以上先でないと会議の設定ができないという実務的な問題がありますので、これはご理解を。決して後ろ向きではなく、実務的にはなかなか難しい面も出てくる。スピード感がなくなる会議設定になってしまうという問題があるということだけ、報告させてください。

【副座長】 C委員の先ほどの論点はもっともですが、そこでもう少し、一歩も二歩も踏み込んで考えてもらいたいのは、実は法律・条例上の委員会と、そうでない委員会との区別をして、それがどこまでか。法律・条例上の委員会だったら、当然公開を前提とするだろうけれども、

例えば代表者会議は法令上位置付けていられませんから、それをどうするのか。これは議会内 部の問題ですから、意見を求められれば述べますが、ぜひその前に議会できちんと決めてくだ さい。

もう1つ、先ほどB委員が言ったように、公開を前提とした行政の委員ならば公開を前提とした委員だと、その委員にも、就任するときにきちんと了解を得ないと、会議から会議録まで全て公開されて、何か利害関係にかかわるような内容で、それなら私は出なかったとなりますので、その事前手続も踏まえながらやらなければいけないという非常に微妙な問題がある。実務的に、それもちょっと考慮していただきたいなと思います。

【C委員】 今ご指摘のとおりで、非常に悩ましい問題だと思っています。

特に、今おっしゃった法律上で位置付けられたということでいうと、本当に細かい話で、議会運営委員会が一応正式な会議体としてあるのですけれども、実は議会運営委員会で扱う問題に非常に難しい側面があったり、急遽開かなければいけない、例えば本会議等でいろいろ問題が起こり、その運営上の問題で即開かなければいけないとなったときに、それを周知して、公開しますから来てくださいということが可能なのかというと、実は物理的には非常に難しいといった問題もはらんでいる。それは物理的な問題なので、きちんと対応していかなければいけないだろうと。ただ、そういった中で公開、非公開という部分をどうしていくかというのは議論の的になりました。

また、これは通常の委員会等でもそうですが、例えば法的に位置づけられた常任委員会の中で扱えるように、休憩しながら議論を深める、その前段として懇談的に一定程度の議論をして、それを踏まえて会議に臨むとか、いわゆる非公式な議論の場も持たれているのが実情です。これはいろいろな意味では位置づけ等もございませんし、そうしたものも一定程度、議会基本条例の中では位置づける必要があるだろうといった意見もあります。

そうした中で、例えば懇談会の場で出てきた議論も1つの意思決定のプロセスというふうに考えると、これも公開すべきだろうと。請求があった場合だとか、条件はいろいろあるのかもしれませんけれども、そういったものも当然公開の対象になる。そういった中で公開の仕方、また、それを前提とした資料のつくり方だとか、これは非常に事務的な部分も含まれますが、そうしたことも当然かかわってくるという議論も出ております。この点も行政側の、いわゆる資料の出し方だとか公開の対象といったものも含めて歩調を合わせて、行政はやるけど議会はやらないということではなく、基本的には公開するがどこまでできるのかということも含めて、きちんと定めていかなければいけないのかな、そんなふうに考えています。

【座長】 会議の公開、非公開の問題で、B委員がものすごく重要なことをおっしゃっている。 行政がやる会議は、公開するときにあらかじめ公開するということを市報で知らせなければい けないとおっしゃいました。理想的にはそうですが、そうすると1カ月以上の余裕がなければ、 絶対予告できないことになってしまいます。私は、少し厳格に考え過ぎなんじゃないかという 気がします。議会がほとんど公聴会を開けないのはそれです。議会も公聴会を開くときは予告 することになっています。テーマを決めて、何日何時から開くということをやる、その上でと いう手続要件を要求されると、公聴会を柔軟に開くことができないのです。そこにあまりこだわるのはおかしいのではないかと、私は正直に言って思います。

今の時代は特にホームページで告知すれば、関心のある多くの人はそれを見たらわかります。 明日やるとか、今日のうちにやることになったとか、見ていればわかります。全員に知らせる ことは不可能ですが、官報に載せるとか、裁判所の前に掲示するとか、最終的にはそういう手 段をとるわけです。実際にはほとんどの人は見られないかもしれませんが、強い関心を持って いる人ならば、気づくところで明らかにするという手続でやっていく方法があります。私は多 くのことはそれでいいのではないかという気がします。むしろ、あらかじめみんなが知れるよ うにしておかなければいけないといって、実際は公開しないことになっているのではないかと、 私は強く思いますよ。もっと公開する方向へ、便利に簡単にしたほうがいいと思います。

【D委員】 全く同意見です。もし市報には8割方、9割方の周知性があるということにこだわるのであれば、公聴会や公開に関しては市のホームページや市役所前の掲示板などに開催の数日前に告示される場合がありますので常に注意してくださいという内容を市報そのものに目立つように記載すればいいのではないでしょうか。そうすれば手続の適正さも公開原則の両方が満たされることになる。

【副座長】 だから自治基本条例が必要なのです。自治基本条例は、これを書いておけば、今の実務上の論点は全部飛んでしまいます。そういう解釈、最高規範という位置づけではいかがですかということです。

【B委員】 私は、執行部側としてそれをやらなければいけないので会議公開ができないという話ではなく、例えば周知しないで会議をやったら、後から当然「知らなかった」というご意見を議会も含めていただく可能性はあります。市民の方から、公開するなら知らせてくれないといけないじゃないかという話を当然、批判としていただきます。今、副座長がおっしゃったように、この自治基本条例の中で会議の公開の仕方について、現実的な方法をやっていただければ、そちらのほうがありがたいということです。ただ、そういう実務的な問題があるので、ぜひその辺を議論していただいて、委員会としてのご提案をいただければということで、最初の誤解のないようにとはそういう意味で、問題提起いたしました。

【企画調整課長】 事務局から1点補足させていただきます。自治基本条例で、先ほど情報公開条例の中でもありましたけれども、武蔵野市の情報公開条例で「執行機関の付属機関又はこれに類する旨、実施機関が定めるもの」という限定で、会議についての公開が定められております。ほかの自治体でも、どのレベルの会議といったところは審議会等という表現が多いのですけれども、市民ですとか学識経験者を構成員として、職員以外の人たちが中心になってやっている審議会といった限定をしているものが多い状況であるということと、川崎市では、公開に関しての条例を1つ立てていたりするのです。その中で、会議の中でも職員による庁内会議につきましては、合議体としての審議会とは性格が違うことや、行政の機動性、効率性の観点

から検討すべき課題が多く残されているということで、庁内の職員のみの会議を含めている事例はありませんでした。そういった形で、どういった会議なのかというところでの区分けをしていただくのかなと考えております。

【副座長】 情報公開担当にお伺いしたいのですが、非開示の項目がありますね。非開示というのは、一旦決めたら永久ですか。何年まで非開示などはありますか。

【市民活動担当部長】 何年までということではなく、開示することによって第三者に影響が 及ばなくなった時点とか、そういう形であれば、ある時点では非開示だけれども、何カ月とか ではなく、その事例を公表しても例えば市政のこれからの決定事項に影響がない、あるいは決 定されたという時点になれば公開になります。

【副座長】 その手続はどうしていますか。実際にそういう例がありますか。

【市民活動担当部長】 過去からの事例をすべて把握してはいないのですが、最初に非開示と した後に、再度請求があり年月や時間がたった後に開示になったケースは、我々が把握してい る限りではない状況です。

【副座長】 要するに、一回非開示にした内容をもう一回、自治基本条例の中に入れられる仕組みがあるかどうなのか。ほかには多分ないです。そういうのは見たことがない。したがって、武蔵野らしさを言うのであればそこが検討できるかどうか。できなければしようがないのですが、こういうこともあるかなというのでは、報告書が大統領令で75年非開示となっている例があります。75年間は見られませんが、それを過ぎたら見られる。こういう情報公開だとか、非開示とやっているのですけれども、非開示になったものを制度的に開示にする仕組みは、今まで日本では見たことがない。その中で情報公開を基本にするのだったら、こういうことも入れられたらいいなというのが私の希望的な観測です。

【E委員】 今、情報公開条例関係の議論だと思うのですが、今つくっていこうとしている自治基本条例の中に、例えば今の非開示とする期限の話ですとか、いろいろなことを全部含める必要があるのかどうか、私は少し疑問です。基本的な情報公開の必要性のようなものは自治基本条例の中に書いていいと思うのですが、具体的なことについては、現在も既にございます情報公開条例に委ねておいて、今の非開示の期限の話などは、むしろ情報公開条例を必要であれば改正していくという手続がいいのかと思います。

もう1つ、今日の資料3の中でも(3)「個人情報の保護」という項目がございます。武蔵 野市は個人情報保護条例がありますし、法的にも行政機関の個人情報のことですとか、いろい ろございます。細かいことを全て自治基本条例で定めることはもともと無理だと思いますので、 方向性というか重要なことだけをきちんとこの自治基本条例で定めていくことが必要なのかと 思います。 【副座長】 そういう頭出しの方向性もあるということ。もちろん、細かいことは基本条例だから要らないにしても、そういう解釈ができるような方向性も入れて、検討してもいいのかな。もちろん、自治基本条例で細かいことを主張しているわけではなくて、こういう方向性がある、こういうのも基本条例の中で入れておくと、また武蔵野らしさという一定の、もしかしたら情報公開政策をリードするような内容になるのではというのが私の希望的な観測です。

【F委員】 E委員がおっしゃったことを前段にお話ししようと思ったのですが、どうも難しい議論から入ってしまうと……。最初から言っている、市政にあまり関心のない人たちがこの条例によって市民自治に一歩でも二歩でも近づけることが目的の1つであると思うので、今巷で問題になっているのは、ふだんはあまり市政には関心のない人たちが、自分の身近、家の近くに市政の重要課題が発生したとき、大きい物が建つとか、逆に建たないとかというときに、そこで初めて市政の情報が欲しいという気持ちになるのです。また、市民参加もしたいという気持ちになるのです。

でも、そういうとき、実は往々にして時既に遅しで、もう決定したという状況が市民にとって市政に対する不満であったり、市民参加ができなくなるということになっているわけです。 そういう状況を踏まえて、今度新しく自治基本条例をつくるのでしたら、エッセンスとして、前回お話ししましたけれども、政策決定過程の情報にどのように取り組んでいくかということで、恐らく相当数解決されていくのだろうと思うのです。そういうことをぜひ今回の基本条例の中に理念として入れていただければと思っています。

【座長】 さて、論点は本当にたくさんあって、資料3「情報公開について」の1ページ目の4「自治基本条例における情報公開の論点」に列記されていますから、これに沿って皆さんの感触を伺っていきましょうか。

まず、知る権利について。権利を表記するかしないかという問題と、対象となる情報が行政の保有情報なのか、議会の保有情報まで含めた規定にするのか。この点からご意見を伺いたいのですが、私は極力行政と議会の統合条例にしたいと思っているので、当然に議会の条例まで含めた話として、市長の下にある部局の持っている情報だけではなく、議会の情報も含めて規定する。ただし、私が言っているのは、議会基本条例という独自のものは一切要らないという趣旨ではなく、それはまた議会に独特の事柄がありますから、審議のときに反間権を許すかとか、そういう類いのことまでそれこそ自治基本条例に書くのであれば、何条あっても足りません。あるいは、議会としての住民への報告会をするとか、そういうことをどういう手続で進めるかというのは、議会独自の問題ですから、議会で別個、議会基本条例の中で決めますとおっしゃるのなら、それはいいと思いますが、こういう基本的なことはできるだけ統合した条例にしたいと思うので、私は議会も対象にしたいと思うのです。それでいいでしょうか。よろしいですか。そのことには議会もご異論はないと。

【C委員】 基本的には異論はございません。それぞれあるので、いわゆる原理原則の部分は

市も一緒ですし、議会も一緒だという認識であると私は理解しています。

【副座長】 今までの議会での議論を少し紹介していただけますか。

【C委員】 先ほど粗々の話はいたしましたが、どんな会議であっても基本的には公開であるべきだろうと。情報にしても、公開すべきだろうというのは基本的な方向性としては一致しているという認識でいます。ただ、細かいところまで踏み込んでしまうと、それはいい、あれは悪いとかという話になってしまうので、いわゆる原理原則の部分で、原則公開だと。その上で、1つ1つ細かいところを定めるのであれば、それは議会基本条例になるのか、または別の形になるのかで進めていくべきものだろうと私は理解していますので、その方向性でいいのではないかなと思います。

【座長】 「権利の表記」と書いているのは、「知る権利」という言葉を使うか使わないかということですか。

【企画調整課長】 「知る権利」という言葉は、資料9に具体的にどのような規定かという例がありますので、簡単に紹介させていただきますと、1ページの1番、2番が「知る権利の明示的な規定」で、2番は清瀬市ですけれども、「市は、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めなければならない」と、これについて明示的に規定をしている。こんなイメージです。

【座長】 私個人の見解は、本当は「知る権利」という言葉をあまり使いたくないのです。しかし、武蔵野はそれをちゃんと明記しますというなら反対しませんが、知る権利ということを真正面にして、いかなる人も開示請求をなし得るとか、そういう建前にすると、建前上は、外国から請求があっても応えなければいけないということになります。それがいかなる人に対しても開示ということですが、私はそこまでやらなきゃいけない義務があるか、正直なところ、少し思うところがあります。ですから、武蔵野市の市政の公開ならば、市で生活している人たちから請求があったときは公開しますよということでいいのではないかと思っています。「知る権利」は、要するに誰が聞いても教えるということですから、そこまで徹底していくことが必要かというのに疑問は持っています。そこまで規定して、絶対応えなくてはいけない、外国から開示請求があったとしても送らなければいけないとなっていいのかというと、疑問を持つのです。個人的にはあまり使いたくないですが、書くというなら書いてもいいです。

【D委員】 まさに国の情報公開法は、「知る権利」という文言を使わずに、「国民主権の理念にのっとり」という表現で、主権者としての国民という形で限定いたしました。従って、仮に自治基本条例に「知る権利」という文言を入れたとしても、表現として適切かどうかは別として「主権者としての住民」というかたちで縛りをかけるのであれば、そういった問題を意識していることをよりアピールできるのではないかと思います。

【座長】 私の説は後者の見解で、積極的に情報公開を進めるべきだという意見であり、知る 権利論者たちが一生懸命理念的に言っていることに賛同しているわけではないということなん です。そのほうがいい、武蔵野はそう書きたいというならいいのですが、今の条例はどうなっ ていますか。

【副座長】 「知る権利」は入っています。

【企画調整課長】 現在の情報公開条例で「何人も」になって、大変広くなっています。

【座長】 自治基本条例で後退したと言われたら困る。後退しろと言っているわけではないので、もう既に武蔵野ではうたっているのなら、それでいいと思っております。

それから、説明責任も同様の趣旨ですね。この説明の対象に議会の保有情報まで入れれば、 説明責任の主体も、行政、議会、両方ということになります。行政委員会も首長も全部含めて ね。「市民等」には若干議論があるでしょうから、非常に特殊なので、後ほどまとめて議論し たいと思いますが、これは行政、議会ともに、です。

【企画調整課長】 ここでちょっとわかりにくいのですけれども、資料3の5「論点に対する考え方の選択肢」の(4)の範囲について、選択肢アの「全般的な理念的な規定を置く」というのは、基本的にどの自治体もやられているという状況があります。それに加えて、選択肢のイウエとして、長期計画ですとか重要な個別計画ですとか、そういったものについても規定している自治体もありまして、武蔵野市としてどうしていくかというところです。あるいは、計画以外にも何か特出しをして、こういったものについても情報公開していくということを入れていくのかどうかで、選択肢としてはオ「その他」があります。そのような形で提示させていただいております。

【座長】 個人情報の保護も情報公開も同じですが、時代とともに必要になることがどんどん変わります。世の中から要請される中身も変わっていきます。個人情報の保護でいえば、マイナンバー制度が出てきましたから、いわゆる個人情報のほかに特定個人情報という概念も出てきましたし、さらにそこから議論が複雑になって、今度は本来の情報には誰々の性別だとか生年月日とかがついていて、そのまま公表するわけにはいかない、守らなくてはいけない情報になっているわけですが、それを匿名化したらオープンデータになるという話がある。匿名性を高めて公開しろという要求が出てくるのです。

ビッグデータの大もとの分析の基礎として、役所が持っている情報には世の中が使えたら便利な情報がたくさんある。それを支障のない形に変えられれば、世の中の誰もが利用できるようになるわけです。さまざまなことが分析できる。非常に便利な世の中になるので、できるだけ匿名情報に変えてオープンにという要請が出てきています。これも新しい要請です。今度の総括的な規定を置くときには、そういういろいろな要請も出てきていることを意識したものに

してほしい。そして、少しでも進めていくという面が必要だと思います。

守らなくてはいけない情報も、昔、個人情報とかプライバシーとか言っていたものが、だんだん複雑なことになってきました。冒頭にも出てきた性別の話も関連しますが、LGBTなどの方々もいて、自分たちは共に世帯を構成するカップルであると公的に認めてほしいという人もいますし、その逆に、知られると差別を受けるので世の中に知られては困るという人たちもたくさんいるわけで、ものすごく複雑な話になってきていると思います。

一番問題になることは、家庭内暴力を振るわれたりするので離婚することになった、離婚を認めてくれないから奥さんと子どもは逃げ出した。転居して、届けて、元の夫に知られたくない、そういう約束で住民登録したけれども役所が教えてしまい、もめて責任を問われています。そういうことがだんだん増えてくるのです。

今度のマイナンバーについても、旧姓の表記を許してほしいという要望が出て、それから改正がなされて、希望者には旧姓も表記するようになってきたのです。これは女性の場合が圧倒的に多いと思いますが、結婚したときにご主人の姓になっているのを旧姓併記にさせてくれとおっしゃる方々が出てきたときは、どなたからの要望も受けなければいけなくなっています。旧姓を日常使用していらっしゃる方という限定もなかなかつけにくいです。それを併記してくださいという人が出て、併記するとなっていくと、だんだん話が難しくなってくるのでは。非常に難しいものになってくると思います。

このように、今までは出してもあまり支障のなかったものが非常にデリケートなものに変わってくるということが起こっていますから、いつも神経をとがらせて考えていかなくてはいけない問題だと思います。そういう精神で、広げられるところは広げていくけれど、守らなくてはいけないところも変わっていくというように理解すべきではないかと思います。

【副座長】 個人情報保護というのは、ボヤッとした概念です。プライバシーという概念は、自己情報のコントロール権です。自分の情報がどのように集められて、どのように利用されているか。これを自分が知りたいという権利が前提になっています。したがって、全て個人情報がいけないのではなく、個人情報を行政が使った、あるいは社会的に合理性があるだろうという範囲であれば、本人の了解あるいは法律なり条例なりの前提によって開示をする、あるいは外部に情報提供するという制度、仕組みがこれから考えられなければいけない。したがって、この基本条例の中で個人情報は絶対的に守るとして、それを今後どういうふうに利用していくかという調整規定を前提に検討していただけたらなという気がします。

【座長】 ほかの方々も、個人情報保護のところはよろしいですか。「責務の主体」も対象を 議会の保有情報まで広げたので、行政・議会ということになります。

先ほどから「市民等」というのは微妙な話なので避けていたのですが、他市の条例で入れる場合は、市民等の対象が限定されているでしょう。市から公金を受けている団体とか、補助金とか助成金を受けているような団体は、その経理から何から一切を明らかにしなければだめですよという類いの一定の責務が出てきます。これは、そういう種類の市民団体とかNPO法人とかに限定して規定しているのではないですか。

【企画調整課長】 資料9の1ページ7番に「説明責任の主体」ということで、文京区の事例ですが、「区民等の説明責任」というところがあります。こちらは、区民等の定義はまたあるのですけれども、「自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める」と、ここでの「区民等」は恐らくかなり広い形になっているかと思います。この決め方は特殊かと思いますが、このように決めている自治体もあるということです。

【座長】 私はそんなにまで広げられて、市民に責務を課されたくないですね。一切やめてくださいと。

【D委員】 まさに公共的な活動という形で、公か私かというところが今、揺らいでいます。 NPOなども行政に入っているのか、それとも市民側なのかというところがある。ここで「公共的な活動」で縛りを明確につけていかなくてはいけないと思います。確かに、NPOで公の何らかのサポートを得ていて、それで得た情報を、自分たちは市民だからというレベルで公開しない、あるいは個人情報を市民レベルの話として漏らしてしまうことになっては困るということだと思います。

【座長】 その次の、範囲の話に移ってよろしいでしょうか。

情報の全般的な内容と、計画(重要度)その他は、理屈で言われて、実際に考えていくと、当たり前のことになってくるのではないか。「全般的な理念的な規定を置く」というのが、3ページ目にあります。それは、例に拾った 11 の自治体が書いている前提になっていて、それに加えて「長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画についての規定を別に置く」。計画について書くとすれば、当然こういうことになるのではないか。およそ計画はなんて言ったって、現実的ではないのではないですか。厚生労働省の希望で、何年までに計画をつくれというのは頻繁に法律でおりてくる。あれを全て、計画だからこの手続きを踏まなくてはいけないと言ったら、非常に非現実的なことが起こるのではないかと思います。

しかし、長期計画や調整計画に極めて近いような重要なこともあります。最近では、公会計制度の改革で、固定資産台帳をつくれと言われ、それの長寿化を図るための管理計画をつくりなさいというのが出てきました。あれは、人口も減少していくようになれば、これから公共施設の統廃合を進めていかざるを得ないのではないか。そういう課題がある。しかし、一旦つくった公共施設を整理統合するのは、大体市民から猛反対が出る難しい問題です。それだけ市民の納得を得ながら進めなきゃいけないという、あれは調整計画をつくるのにかなり似た計画だと思います。本当は、ああいうものはきちんと手続きをとってもらいたいと思いますが、およそ計画と名称の付いたものは全てこうしなくてはいけないといったら、動きがとれなくなってしまうのではないかという気がします。おのずから書き方も限定されてくるのではないかと思います。

【副座長】 (4)「範囲」は、市民参加のことを言っているのか、情報公開を念頭に置いて

いるのか、どちらですか。要するに、市民参加ならば、自治基本条例の中で事前手続をどのように住民に知らせるかとか、参加を求めるとか、事前手続をやっている。実施状況の評価は、後の情報公開の欄になってきます。実施しました、これでこうなりましたという評価ですから、これはむしろ情報公開、情報提供の部分に入ります。そのところを混同してしまうと、自治基本条例自体の体系が狂ってしまう。したがって、どういうイメージを抱いているのか。

【企画調整課長】 市民参加の部分も、当然加わってくるのですが、参加しない方にも、その 策定過程をきちんと公開するという意味で、今回は情報公開の内容ですので、ここでは情報公 開と書いています。市民参加は市民参加で別途決める話かと思っていますが、ここで出してい るのは情報公開という形。市民参加で策定過程に参加すれば、その内容は公開するのでリンク していると思います。

【副座長】 住民参加、情報公開の体系を条文の中で明確にしないと、ちょっとごっちゃになる可能性があるのかなということです。ここのところは論点を整理してもらう。繰り返しになりますけれども、実施状況の評価の公表といったら、これは情報公開のほうに入ってしまうわけです。

事前手続は、例えば計画策定中あるいは策定の実施期間中、策定後ときちんと分けているのですけれども、策定期間中というのは、策定過程への情報公開という意味で住民参加と位置づけられるのかなというので論点をきちんと整理していただいたらいいと思います。

【座長】 今日は少し時間が足りないですね。他の方々のご意見、今日中に言っておきたいことはございますか。特になければこの問題は次回まで引き継ぐことにして、次に移りましょう。

(4) 今後の議論の順番について

【座長】 この情報公開は次回も続けますが、その他の今後の議論の順番について、事務局からご説明いただきましょうか。

(資料10について事務局より説明)

【座長】 ただいまの説明でいくと、次回は「情報の公開と共有」を引き続きやることと、その次の「市民参加と協働の推進 市民の責務」というテーマについて議論に入ることを予定しているようですが、よろしいでしょうか。では、その方向は了解されました。

次回は4月になります。来年度の懇談会の日程調整について、事務局からお願いします。

(資料 11 をもとに会議日程を調整。次回以降の会議は4月 18 日、5月 30 日、6月 27 日、7月 25 日、8月 29 日に決定した。)

【F委員】 4月の第5回から数えると、残された議論はあと5回です。最後の回に総則、前

文と、相当重いものをやって、そのまとまったものを一回皆さんで見る機会はなくてもいいのかなと思いました。もしそういうことが必要ならば、少しハードスケジュールになりますが、どこかをつなげてやるか、もしくはもう一回追加することを考えていかないとうまくないかなと思いましたので、ぜひよろしくお願いします。

【座長】 どうしても8月頃で上げなくてはいけないのなら、回数をもう少し増やすことを考えなくてはいけません。平日夜の時間帯に回数が増えれば負担になることは確かですが、回数を増やすことが可能ならば、その相談も委員の方々にしてみてください。

【C委員】 議会基本条例側から、ぜひこちらの委員の方々との懇談会をさせてもらえないかといった意見も出されています。全員とやるのかどうか、議会もどういうメンバーが出てくるのか、そういった課題もありますが、どこかのタイミングで意見交換会のような形で持てないでしょうか。どこかで調整していただければということをお伝えだけさせていただきます。

【座長】 特定の1名、2名が出ていけばいいのか、全員出ていくのかで大違いですから、まず議会のほうのご希望を決めてください。

【C委員】 全員はないです。時間の調整が非常に難しくなると思うので。一日使ってということであればいいのでしょうけれども、そういうわけにもいかないと思います。

【座長】 それでは、今日はよろしいですか。どうもお疲れさまでございました。

午後9時4分 閉会